

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

本市が管理する道路を新設し、又は改築する場合に関し、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 30 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条の 3 ただし書の規定に基づき道路の構造の技術的基準、道路標識の寸法等を定め、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 10 条第 1 項の規定に基づき道路移動等円滑化基準を定めるため。

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例

那覇市道路の構造の技術的基準等を定める条例(平成25年那覇市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が管理する道路を新設し、又は改築する場合に関し、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3ただし書の規定に基づき道路の構造の技術的基準、道路標識の寸法等を定め、及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。次条において「移動等円滑化法」という。)第10条第1項の規定に基づき道路移動等円滑化基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法、政令(道路構造令(昭和45年政令第320号)その他の法第30条第3項の規定に基づく政令をいう。次条において同じ。)、標識令等(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)その他の法第45条第2項の規定に基づく内閣府令・国土交通省令をいう。第4条において同じ。)、移動等円滑化法及び移動等円滑化令等(移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号。第6条第1項において「移動等円滑化令」という。)その他の移動等円滑化法第10条第1項の規定に基づく省令をいう。第6条第1項において同じ。))において使用する用語の例による。

(道路の構造の技術的基準)

第3条 法第30条第3項の規定により条例で定める道路の構造の技術的基準は、政令に定める基準の例による。この場合において、道路構造令第10条の2第3項及び第11条第4項中「並木を設ける場合にあっては一・五メートル、ベンチ」とあるのは「並木又はベンチ」と、同令第11条の4の見出し中「植樹帯」とあるのは「植樹帯及び植樹ます」と、同条第1項中「第四種第一級及び第二級」とあるのは「第四種第一級、第二級及び第三級」と、「には、植樹帯」とあるのは「には、植樹帯又は植樹ます(主として樹木を植栽するために、道路の一部において、縁石等

により区画して設けられるものをいう。以下同じ。)」と、「に応じ、植樹帯」とあるのは「に応じ、植樹帯又は植樹ます」と、同条第2項中「植樹帯」とあるのは「植樹帯及び植樹ます」と、「一・五メートル」とあるのは「一メートル」と、同条第3項及び第4項中「植樹帯」とあるのは「植樹帯及び植樹ます」とする。

(道路標識の寸法)

第4条 法第45条第3項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、標識令等に定める寸法の例による。ただし、道路の形状、交通の状況等により必要があると市長が認めるときは、安全かつ円滑な交通の確保に支障のない範囲内で、当該寸法を2分の1の寸法まで縮小することができる。

(立体交差とすることを要しない場合)

第5条 法第48条の3ただし書の規定により条例で定める場合は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。

(道路移動等円滑化基準)

第6条 道路移動等円滑化基準は、次項に定めるもののほか、移動等円滑化令等に定める基準の例による。この場合において、移動等円滑化令第7条第3項中「並木」とあるのは「並木、植樹ます(主として樹木を植栽するために、道路の一部において、縁石等により区画して設けられるものをいう。)」と、移動等円滑化令第9条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、視覚障害者誘導用ブロック等を設置することによって、視覚障害者の知覚による認識性を高め、その安全な交通を確保することができる場合は、段差を二センチメートル以下とすることができるものとする」とする。

2 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターの籠には、空調設備を設けるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適

用しない。